

平成29年さいたま市議会6月定例会提出議案一覧

合計24件（専決処分報告議案3件・予算議案5件・条例議案8件・一般議案3件・道路議案2件・人事議案3件）

≪専決処分報告議案≫

議案第110号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・消防局総務部消防総務課消防団活躍推進室）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたため、平成29年3月30日付けをもって専決処分したものを。

（内容）

- ・ 補償基礎額の加算額及び加算対象区分の改正

改正後の条例第5条第3項における号	区分	改正前		改正後		
		加算額	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	加算額	配偶者がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）	配偶者及び扶養親族に係る子がいない場合の加算額（扶養親族のうち1人に限る。）
第1号	配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	433円	—	333円	—	—
第2号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	217円	367円	267円	333円	—
第3号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	217円	367円	217円	—	300円
第4号	60歳以上の父母及び祖父母					
第5号	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹					
第6号	重度心身障害者					

（施行期日） 平成29年4月1日

議案第111号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について）

（所管課所・財政局税務部税制課）

地方税法の一部改正に伴い、緊急にさいたま市市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、

平成29年3月31日付けをもって専決処分したもの。

(内容)

・ 軽自動車税の賦課徴収の特例

- (1) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に関する規定の適用を受ける軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等に基づき当該判断を行うこととするもの。
- (2) 偽りその他不正の手段によって国土交通大臣の認定等を受けた者が、当該国土交通大臣の認定等を取り消されたことにより納付すべき軽自動車税の額に不足額が生じた場合には、その者が当該不足額に係る納税義務を負うこととするもの。
- (3) (2)の場合、納付すべき軽自動車税の額は、不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(施行期日) 平成29年4月1日

議案第112号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

地方税法施行令の一部改正に伴い、緊急にさいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、平成29年3月31日付けをもって専決処分したもの。

(内容)

- ・ 国民健康保険税の減額判定所得基準額の見直し
- ・ 国民健康保険税の均等割の減額について、5割及び2割の軽減の対象となる所得基準額を引き上げるもの。

(施行期日) 平成29年4月1日

《予算議案》

議案第113号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第2号）

議案第114号 平成29年度さいたま市一般会計補正予算（第3号）

議案第115号 平成29年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第116号 平成29年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第117号 平成29年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

《条例議案》

議案第118号 さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市コミュニティ施設条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・市民局区政推進部)

さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業及びさいたま都市計画事業岩槻南部新和西特定土地区画整理事業の換地処分の公告並びに町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年2月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正

- (1) 緑区の区域に「美園1丁目から美園6丁目まで」を加えるもの。
- (2) 岩槻区の区域に「美園東1丁目から美園東3丁目まで」を加えるもの。

2 さいたま市コミュニティ施設条例の一部改正

- ・ さいたま市美園コミュニティセンターの位置の表示を「大字下野田655番地」から「美園4丁目19番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第119号 さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

雇用保険法の一部改正における失業等給付の給付内容等の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 延長給付の事由の追加

- ・ 所定給付日数等を超えて基本手当に相当する退職手当を支給することができる事由を加えるもの。

2 移転費相当の退職手当の支給対象の拡大

- ・ 移転費に相当する退職手当の支給対象に、職業紹介事業者等の紹介により就職するため、住所又は居所を変更する者を加えるもの。

(施行期日) 公布の日 (適用は平成29年4月1日) (2については平成30年1月1日)

議案第120号 さいたま市市税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う税源移譲

- (1) 個人市民税所得割の税率を6%から8% (県民税は4%から2%) に改めるもの。
- (2) 分離課税 (退職所得の分離課税を除く。) に係る税率、税額控除の割合等についても(1)の税率の割合に合わせて改めるもの。

2 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産等に係る固定資産税等の負担軽減措置

- ・ 次の表の中欄に掲げる対象資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その特例割合が条例委任されたことに伴い、同表の右欄の割合と規定するもの。

根拠規定	対象資産	特例割合
法第349条の3第28項	家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法第349条の3第29項	居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法第349条の3第30項	事業所内保育事業 (利用定員が5人以下のものに限る。) の用に供する家屋及び償却資産	2分の1
法附則第15条第44項	企業主導型保育事業に係る固定資産	2分の1
法附則第15条第45項	緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	3分の2

3 配偶者控除の見直しに伴う規定の整備

- ・ 個人市民税における配偶者控除について納税者本人の所得制限が導入され、地方税法

において用語の意義が変更されたため、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるもの。

4 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の延長

- ・ 特例の対象となる軽自動車について、燃費基準の達成度を引き上げる等の重点化を行った上で、適用期限を2年間延長することとするもの。

5 その他所要の改正

- (1) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人市民税の課税の特例等に関する所要の改正を行うもの。

- (2) 引用条項の整備等を行うもの。

(施行期日) 1については平成30年1月1日、2及び5については公布の日等、3については平成31年1月1日、4については平成30年4月1日

議案第121号 さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

雇用保険法の一部改正における失業等給付の給付内容等の変更に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 教職員に係る失業者の退職手当について、さいたま市職員に係る失業者の退職手当と同様、延長給付の事由の追加及び移転費の支給対象の拡大について規定の整備を行うため、包括的にさいたま市職員の例によることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第122号 さいたま市立学校設置条例及びさいたま市図書館条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部学事課)

さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業の換地処分公告及び町の区域を新たに画する旨の告示が行われ、平成29年2月18日から効力が生じたことにより、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 さいたま市立学校設置条例の一部改正

- ・ さいたま市立美園小学校の位置の表示を「大字大門4359番地」から「美園5丁目33番地」に改めるもの。

2 さいたま市図書館条例の一部改正

- ・ さいたま市立美園図書館の位置の表示を「大字下野田655番地」から「美園4丁目19番地1」に改めるもの。

(施行期日) 公布の日

議案第123号 さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止する条例の制定について

(所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課)

さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会条例を廃止するもの。

(内容)

1 条例の廃止

- ・ さいたま市立小学校における教員の指導の事実等に関する第三者調査委員会が所掌する事務を終えたため、条例を廃止するもの。

2 経過措置

- ・ 条例の廃止後においても、委員であった者に係る守秘義務については、なお従前の例によることとするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 4 号 さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 規定の整備

- ・ 「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改めるもの。

2 経過措置

- (1) 家庭支援専門相談員の要件について、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者は、児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなすこととするもの。
- (2) 児童心理治療施設の長の要件について、情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者は、児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなすこととするもの。

(施行期日) 公布の日

議案第 1 2 5 号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

所得税法等の一部を改正する法律における外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例
- ・ 個人市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるもの。

(施行期日) 平成 3 0 年 1 月 1 日

《一般議案》

議案第 1 2 6 号 財産の取得について

(所管課所・都市局まちづくり推進部浦和東部まちづくり事務所)

美園地区に公益的施設用地を取得するため、議決を求めるもの。

(内容)

1 物件の表示

- (1) 所在地 市内緑区美園3丁目1番ほか1筆
- (2) 取得面積 4万728平方メートル

2 取得先

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部

3 取得額

69億2,376万円

議案第127号 議決事項の一部変更について（指定管理者の指定（さいたま市浦和西体育館））

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

平成25年12月（11月繰上げ）議会において議決を得た指定管理者の指定について、さいたま市浦和西体育館の指定管理者の構成団体の変更に伴い、指定する期間を変更することに関し議決を求めるもの。

(内容)

- ・ 指定する期間の終了日を「平成30年3月31日」から「平成29年7月31日」に変更するもの。

議案第128号 指定管理者の指定について（さいたま市浦和西体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市浦和西体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

(内容)

1 管理を行わせる施設

- (1) 所在地 市内桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名称 さいたま市浦和西体育館

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 市内大宮区桜木町2丁目228番地1
- (2) 名称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ 代表取締役 清水 卓治

3 指定する期間

平成29年8月1日から平成30年3月31日まで

《道路議案》

議案第129号 市道路線の認定について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

(内容)

一般	0路線	
開発	7路線	計7路線

議案第130号 市道路線の廃止について

（所管課所・建設局土木部土木総務課）

(内容)

一般 1 路線
開発 1 路線 計 2 路線

《人事議案》

議案第 131 号～議案第 133 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。